

第35回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年5月26日(金)
午後3時00分～午後6時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 議案第170号 | 農地等買受適格証明(3条)の承認について |
| 議案第171号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第172号 | 農地転用事業計画変更承認申請について(4条) |
| 議案第173号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第174号 | 農地転用事業計画変更承認申請について(5条) |
| 議案第175号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第176号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第177号 | 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) |
| 議案第178号 | 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について |
| 議案第179号 | 本部町農業委員会の農地利用最適化推進委員任命に関する規則の制定について |

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第35回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第170号 農地等買受適格証明(3条)の承認について、
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第170号 農地等買受適格証明(3条)の承認について、
上記について、別紙のとおり買受適格証明願が提出されたので、
農業委員会の承認を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
競売農地 瀬底3286-1 地目 畑 面積327㎡
瀬底3289-1 地目 畑 面積316㎡
申請者 番号1番 本部町在住H氏 耕作面積 4608㎡
添付資料説明
- 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 では、議案第170号は承認してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、議案170号は承認致します。
- 議長 次に進みます。
- 議長 議案第171号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第171号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項
の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。
番号1番 備瀬1727-1 登記現況共に、畑 面積1158㎡
備瀬1883 登記現況共に、畑 面積424㎡
譲渡人:浦添市在住A氏
譲受人:本部町在住N氏
贈与による所有権移転
添付資料説明

番号2番 備瀬1177 登記現況共に、畑 面積1405㎡
備瀬1330 登記現況共に、畑 面積1567㎡
備瀬1357 登記現況共に、畑 面積537㎡
備瀬1573 登記現況共に、畑 面積101㎡
石川1107 登記現況共に、畑 面積2395㎡
譲渡人:本部町在住T氏
譲受人:本部町在住T氏
贈与による所有権移転
添付資料説明

番号3番 瀬底4941 登記現況共に、畑 面積1271㎡
瀬底4964 登記現況共に、畑 面積4146㎡
瀬底5097 登記現況共に、畑 面積772㎡
譲渡人:本部町在住K氏
譲受人:本部町在住N氏
売買による所有権移転
添付資料説明

番号4番 嘉津宇97-1 登記現況共に、畑 面積708㎡
嘉津宇103 登記現況共に、畑 面積63㎡
譲渡人:破産管財人弁護士
譲受人:西原町在住U氏
破産管財人による財産処分による所有権移転
添付資料説明

番号5番 嘉津宇129-1 登記現況共に、畑 面積501㎡
譲渡人:破産管財人弁護士
譲受人:本部町在住H氏
破産管財人による財産処分による所有権移転
添付資料説明

番号6番 山川770 登記現況共に、畑 面積333㎡
譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:本部町在住U氏
売買による所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。

ないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、進めます。
議案第171号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第171号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第172号、議案174号は議案175号と一緒に説明したいと思うので先に、議案第173号 農地法第4条の規定による許可申請についての説明からお願いします。

事務局 議案第173号 農地法第4条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の規定による許可及び同法施行令第2項規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 渡久地629-1 登記 畑 面積356㎡

申請人:本部町在住O氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:自家を建設したいため

添付資料説明

一部別の方の土地になっているため承諾書を得て使用することになっています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

5番委員 番号1番については、本部高校の付近にある住宅の一角に取り残された農地になっているので特に問題はないかと思えます。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。質問や意見がありましたらお願いします。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第173号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第173号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第175号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第175号 農地法第5条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

議案第172号、174号、175号の番号1番、番号2番の申請者が同じ方です。

番号1番 崎本部4983 登記 畑 面積185㎡

譲渡人:宜野湾市在住I氏

譲受人:本部町在住H氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:自家を建築したいため。

添付資料説明

番号2番 崎本部4985 登記 畑 面積567㎡のうち460.44㎡

譲渡人:本部町在住H氏

譲受人:本部町在住H氏

転用目的:資材置場

転用理由:公共工事の資材置場が必要なため。

添付資料説明

面積567㎡のうち106.56㎡は議案第172号の事業計画変更申請となっております。

転用目的が住宅への進入路にするためとのことです。

議案第172号、174号、175号の番号1番、番号2番で合計4件の申請で資材置場への転用許可と、住宅への転用許可の申請となっております。

番号3番 瀬底4809 登記 畑 面積379㎡

譲渡人:那覇市在住N氏

譲受人:本部町在住N氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:自家を建築したいため。

添付資料説明

一部に軽食店舗をやりたいとのことなので

そちらの工事も一緒にするそうです。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

ないようですので、進めても宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、進めます。

議案第175号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第175号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第176号 非農地証明願いについて
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第176号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地ではないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 願出人:宜野湾市在住S氏

申請農地:備瀬316 登記 畑 面積367㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂し畑として
利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住K氏

申請農地:瀬底3284 登記 畑 面積477㎡

申請要旨:平成8年購入後、畑をしていないので、草木が生い茂り、

畑が出来ない状態であるため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

7番委員 番号1番は写真のとおり畑として使えそうですが
周りが他の畑で囲まれており重機などを入れる道が無い
皆さんの意見を聞きたいと思います。

番号2番は20年以上使われておらず、雑草・雑木が生い茂っていたため
畑として利用出来ないと思いました。

補足は以上です。

議長 補足が終わりました。質問がありましたらお願いします。
(異議なしの声あり)
質問がないようですので、議案第176号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事なので、議案第176号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第177号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第177号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、
農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は7件です。

番号1番 崎本部2592-1 登記現況共に、畑 面積870㎡

利用権を設定する者:本部町

利用権設定を受ける者:南風原町にある企業N

利用目的:畑、10年間の賃貸借

添付資料説明。

番号2番 新里540-1 登記現況共に、畑 面積590㎡

利用権を設定する者:名護市在住T氏

利用権設定を受ける者:本部町在住K氏

利用目的:畑、9年10ヵ月の使用賃貸借

添付資料説明。

番号3番 北里340-1 登記現況共に、畑 面積1007㎡

利用権を設定する者:うるま市在住Z氏

利用権設定を受ける者:名護市在住U氏

利用目的:畑、5年の賃貸借

添付資料説明。

番号4番 豊原91-1 登記現況共に、畑 面積1275㎡

利用権を設定する者:本部町在住H氏

利用権設定を受ける者:名護市在住U氏

利用目的:畑、5年の賃貸借
添付資料説明。

番号5番 新里610 登記現況共に、畑 面積42㎡
利用権を設定する者:名護市在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、20年の使用賃借
添付資料説明。

番号6番 新里764 登記現況共に、畑 面積380㎡
利用権を設定する者:浦添市在住H氏
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、20年の使用賃借
添付資料説明。

番号7番 新里765 登記現況共に、畑 面積362㎡
利用権を設定する者:名護市在住S氏
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、20年の使用賃借
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議案第177号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第177号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第178号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第178号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について
上記のことについて、農地中間管理企業の推進に関する法律第18条第1項
の規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、
同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は3件です。

番号1番 石川305 登記現況共に畑 面積514㎡
石川306 登記現況共に畑 面積1612㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住A氏
利用目的:畑、平成39年4月30日までの10年の賃貸権
添付資料説明。

番号2番 石川290 登記現況共に畑 面積514㎡
石川292-1 登記現況共に畑 面積635㎡
石川293-1 登記現況共に畑 面積408㎡
石川294-1 登記現況共に畑 面積1738㎡
石川318 登記現況共に畑 面積486㎡

農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、平成39年4月30日までの10年の賃貸権
添付資料説明。

番号3番 瀬底3105 登記現況共に畑 面積724㎡
瀬底3593 登記現況共に畑 面積1406㎡
瀬底3762-1 登記現況共に畑 面積1764㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住O氏
利用目的:畑、平成39年4月30日までの10年の賃貸権
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議案第178号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第178号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第179号 本部町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に
関する規則の制定について
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第179号 本部町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に
関する規則の制定について
上記のことについて、本部町農業委員会の委員等の定数に関する条例
(平成28年本部町条例第18号)の規定に基づき、別紙のとおり本部町
農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規定を制定したい
ので、農業委員会の可否の意見決定を求めます。

まず最初に、添付資料の
農業委員候補者募集要項と農地利用最適化推進委員募集要項を
6月1日から公募を開始して6月30日に締め切ります。
締め切って5名以上なら評価委員会にかけたいと思います。
もし5名来なかった場合は公募期間を延長します。
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議案第179号 本部町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に
関する規則の制定についてを提案通りに認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第179号は可決いたします。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時00分

議事録署名員

6番 仲田 英夫

7番 我那覇 隆

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義